

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 清流の国づくり政策課は、政策の総合的な企画立案及び調整、清流の国づくりの推進等を所管している。 これらを実現するためには、地方行財政に関して、本県のみならず、全国的連合組織からも国へ要望や政策提言を行うことが必要で、各都道府県間の連絡を緊密にし、共通の課題を協議することが求められる。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 全国知事会は、各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図るため、地方自治法第263条の3に基づき昭和22年に設立された唯一の都道府県知事の全国的連合組織で、全都道府県知事が構成員となっている。 また、同会は、各都道府県の事務に関する連絡調整、地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進等を実施しており、地方行財政に関する国への要望や政策提言など、本県が必要とする専門的なノウハウを十分に有している。 よって、上記の業務を実施できるのは、全国知事会において他にない。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。